

秋田県農山漁村プロデューサー養成講座「AKITA RISE」 (広報・プロモーション業務)

業務委託企画提案競技審査会実施要領

(目的)

第 1 条 秋田県農山漁村プロデューサー養成講座「AKITA RISE」(広報・プロモーション業務)業務委託の企画提案競技審査会(以下「審査会」という。)の実施については、この要領の定めるところによる。

(組織及び運営)

第 2 条 審査会は、農林水産部長が委嘱する審査員をもって組織する。

- 2 審査会に審査員長を置き、審査員である農林水産部農山村振興課長をもって充てる。
- 3 審査員長は、審査会を総括し、審査会を代表する。
- 4 審査会の事務局は、農林水産部農山村振興課内に置く。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、審査員長が招集し、審査員長がその議長となる。

- 2 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代行する。
- 3 審査会は、審査員の 2 分の 1 以上の出席をもって開催する。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。

(審査方法)

第 4 条 企画提案競技の参加者から提出された企画提案書等について、別記審査基準に基づき審査を実施し、その総得点が次条に定める 基準点に達した者のうち、最高得点者を委託候補者とする。

- 2 最高得点者が複数となった場合は、配点の高いⅡの合計点で選定する。
なお、それでも同点の場合は、審査員の協議により決定する。

(基準点)

第 5 条 基準点は、総得点満点の 6 割とする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記審査基準

- 1 審査項目及び係数は、表 1 のとおりとする。
- 2 表 1 の各審査項目について、表 2 により評点を付ける。
- 3 2 の評点到表 1 の係数を掛け合わせて各審査項目の得点を算出する。
- 4 提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組に応じて評価点に加点し、その評価基準は表 3 による。
- 5 3 及び 4 の得点を合計したものを各審査員の得点とし、参加者ごとに集計したものを参加者の総得点とする。

表 1 審査項目及び係数

審査項目		係数	得点
I 業務を実施する上での全体的なコンセプトや考え方等（配点 5 点）			
○業務目的を達成するための明確な考え方や方針が示されているか。		1	5
II 業務実施手法（配点 70 点）			
（a）提案内容の有効性（配点 50 点）			
○WEB 広告の媒体選定及び配信方法は、本業務の目的を達成するために効果的なものとなっているか。		4	20
○提案するホームページのイメージは、ターゲットの興味関心を引きつける、印象的な内容になっているか。		3	15
○目標設定及び分析・効果測定の手法は、本事業の効果を測定する上で適切なものとなっているか。		3	15
（b）独自提案の内容等（配点 15 点）			
○仕様書に示された内容以外に独自の提案がなされているか。また、その内容は、現実的かつ妥当なものか。		1	5
○提案者の専門性等に、特に優れている事項があるか。			
○世間のトレンドや類似した取組等を分析した、有効な提案内容となっているか。		2	10
（c）事業実施スケジュール（配点 5 点）			
○スケジュールは、仕様や提案内容を踏まえており、確実に実施できる内容となっているか。		1	5
III 業務実施能力（配点 10 点）			
（a）業務実施体制			
○提案内容を実現する業務実施体制（人員配置、連絡・調整体制等）が確立されているか。また連絡体制はトラブルや想定外の突発的な事象が起きた際の初動対応等に十分なリスク管理ができており、その指示系統は明確となっているか。		1	5
（b）同種又は類似事業の実績			
○他自治体等での類似事業の受託実績はどうか。		1	5
IV 事業費の妥当性（配点 5 点）			
○事業費が適切に積算され、提案内容とも一致しているか。		1	5
合 計			90

表 2 評点

評点	5	4	3	2	1
評価	非常に 優れている	優れている	標準 (要求を最低限 満たす)	劣っている	非常に劣っ ている

【各審査員の得点の計算方法】

評点×係数＝各審査項目の得点

各審査項目の得点の合計＝各審査委員の得点(100点満点)

表 3 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設 定 区 分			配 点	
	大区分	小区分			
賃金水準 の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法 ※ 2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※ 2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※ 1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※ 2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※ 2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※ 2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※ 3		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※ 3			
子ども・子育て支援知事表彰 ※ 3					
男女共同参画社会づくり表彰					
合 計					10

注 1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注 2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注 3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大 5 点、合計 10 点）により配点を行うものとする。

- 注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。
- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。
- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- ※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。